

第 1 号議案から
第 20 号議案まで 平成30年度一般会計予算及び特別会計予算

平成 30 年 2 月 第 15 回 福岡県議会定例会議案 その1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
1	平成30年度福岡県一般会計予算	1
2	平成30年度福岡県財政調整基金特別会計予算	21
3	平成30年度福岡県公債管理特別会計予算	23
4	平成30年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	27
5	平成30年度福岡県国民健康保険特別会計予算	31
6	平成30年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	37
7	平成30年度福岡県災害救助基金特別会計予算	41
8	平成30年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	43
9	平成30年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	47
10	平成30年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	51
11	平成30年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	55
12	平成30年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	59
13	平成30年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	63
14	平成30年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	65
15	平成30年度福岡県流域下水道事業特別会計予算	69
16	平成30年度福岡県住宅管理特別会計予算	79
17	平成30年度福岡県病院事業会計予算	83
18	平成30年度福岡県電気事業会計予算	87

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
19	平成30年度福岡県工業用水道事業会計予算……………	91
20	平成30年度福岡県工業用地造成事業会計予算……………	95

一 般 会 計

第 1 号議案

平成30年度福岡県一般会計予算

平成30年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,732,548,855 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成30年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		617,289,280
	1 県 民 税	169,759,958
	2 事 業 税	141,091,265
	3 地 方 消 費 税	176,723,276
	4 不 動 産 取 得 税	16,261,719
	5 県 た ば こ 税	6,039,560
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,029,172
	7 自 動 車 取 得 税	6,778,110
	8 軽 油 引 取 税	39,501,564
	9 自 動 車 税	59,903,944
	10 鉦 区 税	5,159
	11 狩 猟 税	19,519

款	項	金額
	12 産業廃棄物税	176,034
2 地方消費税清算金		186,902,404
	1 地方消費税清算金	186,902,404
3 地方譲与税		88,550,577
	1 地方法人特別譲与税	84,527,733
	2 地方揮発油譲与税	3,168,812
	3 石油ガス譲与税	169,454
	4 航空機燃料譲与税	684,578
4 地方特例交付金		1,804,559
	1 地方特例交付金	1,804,559
5 地方交付税		246,606,818
	1 地方交付税	246,606,818
6 交通安全対策特別交付金		1,592,728
	1 交通安全対策特別交付金	1,592,728

7 分担金及び負担金		7,618,657
	1 分担金	147,073
	2 負担金	7,471,584
8 使用料及び手数料		17,818,171
	1 使用料	9,938,736
	2 手数料	7,879,435
9 国庫支出金		186,301,735
	1 国庫負担金	94,142,494
	2 国庫補助金	87,837,399
	3 委託金	4,321,842
10 財産収入		2,591,015
	1 財産運用収入	1,841,520
	2 財産売却収入	749,495
11 寄附金		53,929
	1 寄附金	53,929

款	項	金額
12 繰入金		15,192,444
	1 特別会計繰入金	5,133,991
	2 基金繰入金	10,058,453
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		134,279,837
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,783,767
	2 県預金利子	11,425
	3 貸付金元利収入	115,036,918
	4 受託事業収入	2,897,429
	5 収益事業収入	6,179,941
	6 利子割精算金収入	42
	7 雑入	8,370,315
15 県債		225,946,700

	1 県 債	225,946,700
歳 入 合 計		1,732,548,855

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,935,657
	1 議 会 費	2,935,657
2 総 務 費		57,364,064
	1 総 務 管 理 費	21,348,690
	2 企 画 費	13,877,401
	3 徴 税 費	15,485,446
	4 市 町 村 振 興 費	1,866,870
	5 選 挙 費	108,368
	6 防 災 費	3,111,050
	7 統 計 調 査 費	980,161

款	項	金額
	8 人 事 委 員 会 費	247,461
	9 監 査 委 員 費	338,617
3 保 健 費		224,099,079
	1 保 健 企 画 費	7,296,725
	2 健 康 対 策 費	10,396,170
	3 生 活 衛 生 費	1,284,391
	4 医 薬 費	13,671,399
	5 医 療 介 護 費	181,053,103
	6 高 齡 者 支 援 費	10,397,291
4 環 境 費		3,187,407
	1 環 境 費	3,187,407
5 生 活 勞 働 費		152,396,909
	1 県 民 生 活 費	4,805,069
	2 福 祉 企 画 費	3,884,369

	3 児 童 家 庭 費	49,647,978
	4 障 が い 者 福 祉 費	41,957,895
	5 生 活 保 護 費	35,096,339
	6 社 会 福 祉 費	10,249,617
	7 労 働 企 画 費	1,552,195
	8 職 業 訓 練 費	4,649,235
	9 失 業 対 策 費	320,730
	10 労 働 委 員 会 費	233,482
6 農 林 水 産 業 費		57,356,004
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	8,014,158
	2 農 業 費	9,949,869
	3 畜 産 業 費	1,669,430
	4 農 地 費	16,740,982
	5 林 業 費	14,247,117
	6 水 産 業 費	6,734,448

款	項	金額
7 商 工 費		120,553,012
	1 商 業 費	114,467,652
	2 工 鉱 業 費	5,472,414
	3 観 光 費	612,946
8 県 土 整 備 費		145,004,783
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,093,964
	2 道 路 橋 り よ う 費	59,961,294
	3 河 川 海 岸 費	43,224,261
	4 港 湾 費	3,336,224
	5 都 市 計 画 費	19,656,242
	6 住 宅 費	7,518,280
	7 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	1,358,285
	8 水 資 源 対 策 費	5,856,233
9 警 察 費		127,859,904

	1 警 察 管 理 費	124,659,005
	2 警 察 活 動 費	3,200,899
10 教 育 費		305,120,388
	1 教 育 総 務 費	39,630,253
	2 小 学 校 費	78,333,564
	3 中 学 校 費	45,709,096
	4 高 等 学 校 費	61,848,873
	5 特 別 支 援 学 校 費	19,425,746
	6 社 会 教 育 費	3,843,319
	7 保 健 体 育 費	2,245,474
	8 大 学 費	4,174,974
	9 私 立 学 校 費	46,179,275
	10 青 少 年 費	3,729,814
11 災 害 復 旧 費		22,356,577
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	8,799,396

款	項	金額
	2 土木施設災害復旧費	13,557,181
12 公債費		220,591,597
	1 公債費	220,591,597
13 諸支出金		293,523,474
	1 利子割交付金等	293,523,474
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出	合計	1,732,548,855

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎設備改修費	平成31年度から 平成32年度まで	868,801千円
合同庁舎改修費	平成31年度	29,744千円
単独庁舎改修費	平成31年度	550,167千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成30年度から 平成49年度まで	6,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成30年度から 平成41年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成30年度から 平成44年度まで	2,730,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業近代化資金利子補給	平成31年度から 平成51年度まで	74,495千円 ただし、平成30年度利子補給対象融資限度額 750,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成31年度から 平成41年度まで	1,106千円 ただし、平成30年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成31年度から 平成46年度まで	10,321千円 ただし、平成30年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農林漁業災害対策資金利子補給	平成31年度から 平成36年度まで	2,986千円 ただし、平成30年度利子補給対象融資限度額 360,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	平成30年度から 平成38年度まで	1,170千円

事 項	期 間	限 度	額
農業施設等災害復旧資金利子補給	平成31年度から 平成51年度まで	ただし、平成30年度利子補給対象融資限度額 90,000千円	13,256千円
農地利用推進事業損失補償	平成30年度から 平成36年度まで		863,224千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	平成30年度から 平成40年度まで		109,500千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	平成31年度から 平成55年度まで	ただし、平成30年度利子補給対象融資限度額 945,000千円	18,220千円
畜産経営体質強化支援資金利子補給	平成31年度から 平成55年度まで	ただし、平成30年度利子補給対象融資限度額 180,000千円	3,323千円
湛水防除事業費	平成31年度		159,075千円
漁業近代化資金利子補給	平成31年度から 平成51年度まで	ただし、平成30年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円	118,010千円
道路維持修繕費	平成31年度		49,990千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	平成30年度から 平成50年度まで	建設資金借入金640,000千円及び利子に相当する額	
福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	平成30年度から 平成50年度まで	建設資金借入金640,000千円	
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成30年度から 平成50年度まで	建設資金借入金23,284,000千円及び利子に相当する額	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成30年度から 平成40年度まで	業務資金借入金6,259,112千円及び利子に相当する額	
道路改良費	平成31年度から 平成32年度まで		7,300,000千円

道路改築費	平成31年度	166,000千円
橋りょう補修費	平成31年度	130,000千円
橋りょう架換費	平成31年度	100,000千円
広域河川改修費	平成31年度から 平成32年度まで	1,149,750千円
有明高潮対策事業費	平成31年度	147,000千円
堰堤改良費	平成31年度	666,140千円
河川総合流域防災事業費	平成31年度	73,500千円
街路事業費	平成31年度から 平成34年度まで	860,000千円
公園関連事業費	平成31年度	359,100千円
公営住宅建設費	平成31年度から 平成32年度まで	4,621,660千円
公営住宅ストック総合改善事業費	平成31年度	132,440千円
城南警察署（仮称）整備費	平成31年度	113,039千円
福岡県警察航空隊整備費	平成31年度	298,148千円
教職員住宅解体費	平成31年度	187,607千円
老朽校舎改築費	平成31年度	1,333,262千円

事 項	期 間	限 度 額
施 設 充 実 費	平成31年度	728,450千円
体 育 館 建 設 費	平成31年度	614,710千円
校 地 整 備 費	平成31年度	264,716千円
学 校 環 境 整 備 費	平成31年度	1,232,455千円
特 別 支 援 学 校 施 設 充 実 費	平成31年度	480,824千円
特 別 支 援 学 校 整 備 費	平成31年度	47,622千円
特 別 支 援 学 校 老 朽 校 舎 改 築 費	平成31年度	25,854千円
青 年 の 家 整 備 費	平成31年度	35,712千円
ふ れ あ い の 家 解 体 費	平成31年度	42,589千円
図 書 館 整 備 費	平成31年度	239,896千円
体 育 施 設 整 備 費	平成31年度	540,262千円

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務施設整備事業費	3,567,800	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成30年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成31年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
鉄道整備事業費	50,700			
直轄空港事業負担金	4,066,300			
保健施設整備事業費	1,550,600			
環境施設整備事業費	4,500			
自然公園整備事業費	58,300			
生活労働施設整備事業費	1,676,800			
農林水産施設整備事業費	85,100			
農業事業費	904,300			
農地事業費	4,943,700			
造林事業費	41,800			
林道事業費	1,278,600			
林業事業費	3,200			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業費	2,878,500			
水産事業費	1,760,100			
商工施設整備事業費	3,900			
県土整備施設整備事業費	48,600			
河川事業費	13,250,100			
砂防事業費	4,275,300			
海岸事業費	603,400			
港湾事業費	610,000			
福岡北九州高速道路公社 出資金	384,000			
都市計画事業費	4,777,600			
道路事業費	33,141,000			
直轄事業負担金	19,502,500			
公営住宅建設事業費	3,287,200			
警察施設整備事業費	4,424,800			

教育施設整備事業費	11,029,900			
災害復旧事業費	8,353,100			
福岡北九州高速道路公社転貸	896,000			
退職手当	5,977,000			
臨時財政対策	92,512,000			
計	225,946,700			

特 別 会 計

第 2 号議案

平成30年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成30年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,238 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,238
	1 財 産 運 用 収 入	10,238
歳 入 合 計		10,238

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		10,238
	1 積 立 金	10,238
歳 出 合 計		10,238

第 3 号議案

平成30年度福岡県公債管理特別会計予算

平成30年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 475,156,183 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		288,801,814
	1 一 般 会 計 繰 入 金	220,545,445
	2 基 金 繰 入 金	68,256,369
2 県 債		183,447,000
	1 県 債	183,447,000
3 財 産 収 入		2,907,369
	1 財 産 運 用 収 入	2,907,369
歳 入 合 計		475,156,183

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		475,156,183
	1 公 債 費	475,156,183
歳 出 合 計		475,156,183

第 4 号議案

平成30年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成30年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,153 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		15,152
	1 諸 収 入	15,152
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		15,153

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		212
	1 事 務 費	212
2 繰 出 金		14,941
	1 一 般 会 計 繰 出 金	14,941

歳 出 合 計	15,153
---------	--------

第 5 号議案

平成30年度福岡県国民健康保険特別会計予算

平成30年度福岡県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 459,294,501 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		142,045,996
	1 負担金	142,045,996
2 国庫支出金		150,449,836
	1 国庫負担金	99,618,056
	2 国庫補助金	50,831,780
3 療養給付費等交付金		2,324,835
	1 療養給付費等交付金	2,324,835
4 前期高齢者交付金		131,248,624
	1 前期高齢者交付金	131,248,624
5 共同事業交付金		438,647
	1 共同事業交付金	438,647
6 財産収入		5,953

	1 財 産 運 用 収 入	5,953
7 繰 入 金		32,701,210
	1 他 会 計 繰 入 金	32,036,476
	2 基 金 繰 入 金	664,734
8 諸 収 入		79,400
	1 貸 付 金 元 利 収 入	79,400
歳 入 合 計		459,294,501

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		95,280
	1 総 務 管 理 費	91,681
	2 運 営 協 議 会 費	1,700
	3 共 同 運 営 事 業 費	1,899
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		371,550,372

款	項	金額
	1 保険給付費等交付金	371,550,372
3 後期高齢者支援金等		63,020,800
	1 後期高齢者支援金等	63,020,800
4 前期高齢者納付金等		216,482
	1 前期高齢者納付金等	216,482
5 介護納付金		21,685,628
	1 介護納付金	21,685,628
6 病床転換支援金等		392
	1 病床転換支援金等	392
7 共同事業拠出金		439,095
	1 共同事業拠出金	439,095
8 保健事業費		19,849
	1 保健事業費	19,849
9 基金積立金		1,266,603

	1 基金積立金	1,266,603
10 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出合計		459,294,501

第 6 号議案

平成30年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成30年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 426,046 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		260,576
	1 諸 収 入	260,576
2 繰 入 金		5,934
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,934
3 繰 越 金		159,536
	1 繰 越 金	159,536
歳 入 合 計		426,046

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		426,046
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	426,046

歳 出 合 計	426,046
---------	---------

第 7 号議案

平成30年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成30年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,244 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,244
	1 財 産 運 用 収 入	2,244
歳 入 合 計		2,244

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		2,244
	1 基 金 積 立 金	2,244
歳 出 合 計		2,244

第 8 号議案

平成30年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成30年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 67,032 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,158
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,158
2 繰 越 金		11,393
	1 繰 越 金	11,393
3 諸 収 入		53,481
	1 諸 収 入	53,481
歳 入 合 計		67,032

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		67,032
	1 就農支援資金貸付事業費	67,032

歳 出 合 計	67,032
---------	--------

第 9 号議案

平成30年度福岡県営林造成事業特別会計予算

平成30年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 335,705 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成30年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		1,500
	1 国庫補助金	1,500
3 財産収入		591
	1 財産売払収入	591
4 繰入金		319,649
	1 一般会計繰入金	319,649
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		3,927
	1 雑収入	3,927

7 県	債	10,000
	1 県	債 10,000
歳 入 合 計		335,705

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		335,705
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	335,705
歳 出 合 計		335,705

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>県 営 林 造 成 事 業 費</p>	<p>10,000</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成30年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成31年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 10 号議案

平成30年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成30年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,785 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		753
	1 一 般 会 計 繰 入 金	753
2 繰 越 金		86,158
	1 繰 越 金	86,158
3 諸 収 入		13,874
	1 諸 収 入	13,874
歳 入 合 計		100,785

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		100,785
	1 林業改善資金助成事業費	100,785

歳 出 合 計	100,785
---------	---------

第 11 号議案

平成30年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成30年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 170,367 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月 26 日 提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,364
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,364
2 繰 越 金		101,839
	1 繰 越 金	101,839
3 諸 収 入		67,164
	1 諸 収 入	67,164
歳 入 合 計		170,367

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業		170,367
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業	170,367

歳 出 合 計	170,367
---------	---------

第 12 号議案

平成30年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成30年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,510,490 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		28,565
	1 一 般 会 計 繰 入 金	28,565
2 諸 収 入		994,883
	1 雑 入	994,883
3 繰 越 金		487,042
	1 繰 越 金	487,042
歳 入 合 計		1,510,490

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業		516,060
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 費 導 入 資 金 貸 付 事 業	516,060

2 公 債 費		994,430
	1 公 債 費	994,430
歲 出 合 計		1,510,490

第 13 号議案

平成30年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成30年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,234 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,234
	1 財 産 運 用 収 入	1,234
歳 入 合 計		1,234

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		1,234
	1 積 立 金	1,234
歳 出 合 計		1,234

第 14 号議案

平成30年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成30年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,544,940 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成30年 2 月 26 日 提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		563,417
	1 使用料	563,417
2 繰入金		1,358,285
	1 一般会計繰入金	1,358,285
3 県債		14,091,000
	1 県債	14,091,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,002
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,001
6 財産収入		2,524,235

	1 財 産 運 用 収 入	16,235
	2 財 産 売 払 収 入	2,508,000
歳 入 合 計		18,544,940

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		3,944,556
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	3,944,556
2 公 債 費		14,600,384
	1 公 債 費	14,600,384
歳 出 合 計		18,544,940

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	4,605,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成30年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成31年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 15 号議案

平成30年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,242,732 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成30年 2 月 26 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		9,395,511
	1 分担金及び負担金	4,563,940
	2 国庫補助金	2,195,968
	3 繰入金	410,549
	4 県債	1,164,900
	5 使用料	74
	6 繰越金	1,060,080
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,871,251
	1 分担金及び負担金	1,783,714
	2 国庫補助金	679,300
	3 繰入金	212,592
	4 県債	728,500

	5 使 用 料	281
	6 繰 越 金	466,864
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		1,939,472
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	720,457
	2 国 庫 補 助 金	377,500
	3 繰 入 金	117,414
	4 県 債	253,000
	5 諸 収 入	351,039
	6 使 用 料	48
	7 繰 越 金	120,014
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		1,142,000
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	476,589
	2 国 庫 補 助 金	77,500
	3 繰 入 金	88,063
	4 県 債	106,800

款	項	金額
	5 繰越金	393,048
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		2,045,623
	1 分担金及び負担金	754,201
	2 国庫補助金	154,000
	3 繰入金	228,392
	4 県債	244,900
	5 使用料	4
	6 繰越金	664,126
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		1,674,019
	1 分担金及び負担金	893,680
	2 国庫補助金	200,500
	3 繰入金	210,865
	4 県債	302,600
	5 使用料	10

	6 繰 越 金	66,364
7 矢部川流域下水道 事業費収入		1,188,948
	1 分担金及び負担金	537,988
	2 国庫補助金	48,250
	3 繰入金	247,550
	4 県債	258,000
	5 諸収入	97,143
	6 使用料	17
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		1,947,255
	1 分担金及び負担金	553,158
	2 国庫補助金	637,000
	3 繰入金	189,303
	4 県債	396,900
	5 諸収入	170,894
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		38,653

款	項	金額
	1 繰入金	35,653
	2 県債	3,000
歳入合計		23,242,732

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費		9,395,511
	1 御笠川那珂川流域下水道費	9,395,511
2 多々良川流域下水道費		3,871,251
	1 多々良川流域下水道費	3,871,251
3 宝満川流域下水道費		1,939,472
	1 宝満川流域下水道費	1,939,472
4 宝満川上流流域下水道費		1,142,000
	1 宝満川上流流域下水道費	1,142,000

5	筑後川中流右岸流域下水道 事業		2,045,623
		1	筑後川中流右岸流域下水道 事業
6	遠賀川下流流域下水道 事業		1,674,019
		1	遠賀川下流流域下水道 事業
7	矢部川流域下水道 事業		1,188,948
		1	矢部川流域下水道 事業
8	遠賀川中流流域下水道 事業		1,947,255
		1	遠賀川中流流域下水道 事業
9	明星寺川雨水流域下水道 事業		38,653
		1	明星寺川雨水流域下水道 事業
歳 出 合 計			23,242,732

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
公 営 企 業 会 計 移 行 事 業 費	平成31年度	17,178千円
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成31年度	1,155,192千円
多々良川流域下水道建設費	平成31年度	704,900千円
宝満川流域下水道建設費	平成31年度	244,000千円
遠賀川下流流域下水道建設費	平成31年度	250,000千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成31年度	649,600千円

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,315,600	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成30年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成31年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 16 号議案

平成30年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成30年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,549,628 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成30年 2 月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県営住宅管理費収入		6,441,448
	1 使 用 料	6,315,822
	2 繰 越 金	99,297
	3 諸 収 入	26,328
2 県営住宅敷金管理費収入		108,180
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	108,179
歳 入	合 計	6,549,628

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,392,648
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,392,648
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		106,980
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	106,980
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		6,549,628

公 營 企 業 会 計

第 17 号議案

平成30年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成30年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-------------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患 者 延 人 員 | (入院患者 | 94,170 人 | 外来患者 | 37,960 人) |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | (入院患者 | 258 人 | 外来患者 | 130 人) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,778,436 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,206,401 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		415,810 千円
第 3 項 特 別 利 益		156,225 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,580,561 千円
第1項 医業費用	2,483,073 千円
第2項 医業外費用	93,011 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 177,910 千円は過年度分損益勘定留保資金 177,910 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	225,577 千円
第1項 負担金	225,577 千円

支 出

第1款 資本的支出	403,487 千円
第1項 建設改良費	65,122 千円
第2項 企業債償還金	338,365 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

18,094 千円

平成30年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 18 号議案

平成30年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成30年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 47,255,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		533,687 千円
第 1 項 営業収益		526,486 千円
第 2 項 財務収益		2,900 千円
第 3 項 事業外収益		4,301 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		533,687 千円
第 1 項 営業費用		506,613 千円

第2項 財務費用	1,788 千円
第3項 事業外費用	20,286 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 178,014 千円は過年度分損益勘定留保資金 170,002 千円及び繰越利益剰余金処分額 8,012 千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			178,014 千円
第1項 建設改良費			165,002 千円
第2項 企業債償還金			8,012 千円
第3項 予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業費	平成31年度	138,799 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	161,333 千円
(2) 交 際 費	128 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成30年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 19 号議案

平成30年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成30年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 63事業所
- (2) 総給水量 42,089,320立方メートル
- (3) 一日平均給水量 115,630立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			2,061,655 千円
第 1 項 営業収益			1,751,522 千円
第 2 項 営業外収益			310,133 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			1,752,767 千円

第1項 営業費用	1,627,868 千円
第2項 営業外費用	104,899 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額978,841千円は過年度分損益勘定留保資金561,353千円及び繰越利益剰余金処分量417,488千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,067,000 千円
第1項 企業債		1,067,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,045,841 千円
第1項 建設改良費		1,727,253 千円
第2項 企業債償還金		308,588 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設費	1,067,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成30年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成31年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	232,270千円
(2) 交際費	99千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成30年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 20 号議案

平成30年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成30年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業	売却土地	55,000平方メートル
(2) 磯光内陸部工業用地造成事業	売却土地	30,000平方メートル
(3) 久留米・うきは内陸部工業用地造成事業	土地造成	332,000平方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			25,133 千円
第 1 項 営業収益			21,291 千円
第 2 項 営業外収益			3,842 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			127,118 千円

第1項 営業費用	124,323 千円
第2項 営業外費用	2,795 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額94千円は過年度分損益勘定留保資金94千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,257,529 千円
第1項 工業用地造成事業収入		662,129 千円
第2項 企業債		1,595,400 千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,257,623 千円
第1項 造成事業費		2,257,623 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用地造成事業費	1,595,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成30年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成31年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	42,045 千円
(2) 交際費	127 千円

平成30年2月26日提出

福岡県知事 小 川 洋